

作文教育における範文模倣期の再検討

— 填字法に着目して —

鈴木 貴 史

1. はじめに

本研究は、作文教育史においてこれまで範文模倣主義として批判されてきた明治初期に着目してその教材および教授法について再検討することを目的としている。滑川（1977）は、近世の手習塾では「往来物や手習・習字をとおして作文のしかたを学んで」おり、「書写を学ぶことによって、同存的に、語や文の意義を読解し、かつ、作文できるように総合的に学んでいた」と解説している^①。

さらに滑川は、明治期の学校制度成立以後の作文教育について、「形式主義作文期（明治5～31）」と「自由発表作文期（明治32～45）」に区分している^②。この「形式主義作文期」は「範文模倣期」とも称され、「書簡文の型をおぼえさせたり、いわゆる名文や名句を諳記させたりして、文章に綴りあわせる技術を身につけておくのが教育の任務」であったと捉えられてきた^③。

また、甲斐（2008）は「形式主義作文期」である明治10年代の作文教科書を分析し、「教育行政の責任を担う役割をもった立場にとっては教科内容としての「形式」や「模倣」すべき「範文」の範囲を選択し決定する時期であった」と総括している^④。このように、「形式主義作文期」は、教授すべき内容が不確定な時期ではあったものの、与えられた模範文を書写し、文章の内容と形式を一体化して学習する教授法であった。このことを鑑みて本研究では、この明治31年の国語科成立までの時期を「範文模倣期」の用語で統一する。

この範文模倣期は、後の国語科成立以後の「自由発表作文期」と対比され、「自己の内なるものをありのままに表現する「表現」活動」と「言語をあやまりなく文字に表現する「記述」の活動」という二項対立の図式で批判された^⑤。つまり、「表記」「語法」「書式」「修辭法」などについて「児童自身の興味や関心とは何らの関りもなく、ただ上から与えられたもの」、「ほとんど児童やそれをめぐる社会の生活とは関連のないもの」であったと批判されている。

しかし、唐澤（1956）によれば、範文模倣期は提示された模範文を諳記暗誦して文章を綴るだけではなく、「更にそれを多少変形して自己の文章を作らせた」のだと解説している^⑥。それは、常に画一的な作文を目指していたのではなく、最初に児童生徒に対して「型」としての「形式」と「内容」を与えて、徐々に自作の内容へと発展させていくある程度の自由度がある作文教授法であったことが推察される。

以上のような先行研究を踏まえ、本研究では範文模倣期の初期であり新しい作文教育が提案された時期である1872（明治5）年の「学制」から1879（明治12）年の「教育令」までの時期を

取り上げ、当時の作文教科書および教授法書、必要に応じて関連する雑誌記事を参照しながら填字法による作文教授法の検討を行った⁹⁰。こうして、範文模倣期における内容の自由度に着目してその教授理論の功罪を分析することにより、範文模倣期における作文教授法の意義を再評価することを企図している。

2. 範文模倣としての漢文系統教科書

明治期の作文教育の学習内容は、「1 文字表記に関する知識」、「2 文法に関する知識」、「3 文章の形式、書式」、「4 漢詩文の系統に立つ教養的作文」の4つに要約され、なかでも「明治前期の作文教育を通じて、最も重視されたものは、作文力というよりもむしろ表記力の養成にはかならなかつた」と評されている⁹¹。要するに、当時の入門期における「書くこと」全般の教育において正しい仮名遣いと正しい漢字の使用が最優先され、表記法を学び語彙の獲得をしながら文章作成することが目指されていたのである。

1872（明治5）年の「学制」および「小学教則」において科目名としての「作文」を確認することはできない。「書くこと」に関する科目には、字形運筆を中核とする「習字」を除くと「綴字」、「単語書取」、「会話書取」があった。「小学教則」の中等第8級から第4級までの「書くこと」に関する一連の科目では、単語から連語へ徐々に文へと綴る練習が想定された⁹²。その後、中等第3級から「書牘」において書簡文などの作成が行われていた。

一方で、師範学校附属小学校の「小学教則」でも中等第8級から第6級までの「書取」、中等第5級から第3級までの「作文」は単語から短い文章を作成する学習であった⁹³。その後、中等第2級と第1級の「作文」では、「容易キ手紙ノ文を綴ラシム」とあり、文部省「小学教則」における「書牘」と同様に毛筆による書簡文の作成が求められた⁹⁴。つまり、中等第2級以上では、字形運筆を目的とした「習字」と文章作成を目的とする「作文」の内容は一体化されており、近世の手習教育と同様に範文模倣を通して字形運筆、文体、語彙の学習が行われていた⁹⁵。

当時の作文教科書について、仲（1949）は近世の手習教科書を継承した「往来物系統」と「漢文系統」に加えて、文法学習も兼ね備えた「新しい型」という三つの系統があったと分析している⁹⁶。このうち、近世のように範文模倣を通して字形運筆、文体、語彙を学習したものは上級者向けの「漢文系統」の教科書であった。井上（2009）によれば、漢詩文の系統は、小学校高学年から中学校にかけて作文科の主要な学習内容であり、「読本の読解そのものが、そのまま作文学習の準備となっていた」、「語彙にしても修辞法にしても、思考の内容そのものまでも全く漢文的であり、（中略）個性的な特色というものは何ら認めることができない」と解説している⁹⁷。つまり、ある程度読み書き学習が進んだ中級者以上を想定している範文模倣的な内容であった。

漢文系統の教科書の具体的な内容は、紀事文・論説文の学習であった。これらの教科書では漢文の優れた文章を集めているため、読物教材との区別が困難であった。たとえば、亀谷行『育英文範』（1877、明治10）は、「北条時頼紀事」、「貝原益軒紀事」など伝記について漢文から書き下した文を提示している。一例を挙げれば、「貝原益軒ハ、一世ノ名儒ナリ、而シテ謙遜自居リ、

敢[○]テ其能[○]ニ誇[○]ラズ（傍点原文ママ）」と書き下し文を提示している⁽¹⁵⁾。これに、「先づ益軒ノ謙遜ヲ叙ス、謙遜ノ二字ハ、一篇ノ眼目、」と解説する。なお、「眼目」とは「一篇ノ主意、篇首ニ在ルヲ眼目ト曰ヒ、又主腦ト曰ヒ、又綱領ト曰フ、中程ニ在ルヲ關鍵ト曰ヒ、又骨子ト曰フ、篇尾ニ在ルヲ結穴ト曰フ」と解説している⁽¹⁶⁾。

当時は小学校における漢文系統の作文教育について、多くの批判の声が上がっていた。西村茂樹は、1877（明治10）年8月に当時の作文教育の課題について「小学校ニテ教フル作文ノ弊ハ浮華虚飾ニ流ル、ニ在リ未タ日用書簡ノ文モ出来サル者ニ高等ノ文題ヲ与ヘ或ハ華麗風流或ハ高妙怪僻ノ語ヲ用ヒテ文章ヲ作ラシムル者多シ愈カヲ勞シテ愈実用ニ遠サカル者ト云フヘシ」と述べ、「作文ハ専ラ日用ノ往復ノ書牘又ハ公用文ノ簡易ナル者ヲ作ラシメ其語ハ極メテ平易ナル者ヲ用ヒ浮華虚飾ニ涉ラサル様ニスヘシ上等小学ニ至ラハ紀事文位ハ作ラスルモ宜シカルヘシ但シ是モ平易簡直ニシテ主意ノ通貫スルヲ主トスヘシ」と提案している⁽¹⁷⁾。つまり、日用往復の書簡文を書けるようにすることが目標であり、紀事文を上等小学で行えばよいと提言している。これは、漢詩文を出典とする紀事文が多く掲載されていた漢文系統の文体を学習することに対する批判であると見なすことができる。

さらに、1878（明治11）年には『教育雑誌』に以下の二つの主張が掲載されている。一つめは坪井仙次郎である⁽¹⁸⁾。

（前略）方今ノ如ク小学ノ幼童ニ六カシキ辞ヲ並ベテ文章ヲ作ルコトヲ教ヘ以テ其穎オヲ誇ルニ至ラシメバ恐ラクハ耳ニ聞キ慣レタルノミニシテ其何ノ意味タルヤヲモ知ラズ（中略）斯ノ如クナラバ嘗テ経書ノ素読ヲ学ビテ先生ノ音声ヲ聞キ覺ユルノ愚ト何ゾ異ナルコトアレシヤ（中略）思フニ文章ノ本意ハ人ノ思フ所ヲ著ハシテ其意ヲ間違ナク他人ニ伝フルヨリ外ナラズ就中小学ノ文章ハ紀事ヲ作ルガ為メニ非ズ論文ヲ綴ルガ為メニ非ズ唯日用ノ事ヲ記シテ間違ナク他人ニ伝フルヲ要スルノミ辞句ノ精妙ニ由テ人ヲ感動スルガ如キハ之ヲ普ク世衆ニ求ムベキコトニ非ズ（中略）小学ノ文章ハ可成丈普通ノ辞ヲ取りテ其意味ヲ明カニシ心ニ思フ所ノ事ヲ間違ナク他人ニ伝フルヲ目的トスベシ（傍点引用者）

坪井は、傍点部のように難解な文章を作成することを近世の「経書ノ素読」と同じであるとした。それは、漢文系統の教材が文章表現よりも文章理解を優先していることについて批判的に捉えていたのである。こうして坪井は、作文とは日用の事を他人に伝えることが目的であり、紀事文、論文を作成するためにあるのではないと主張したのである。二つめは高野隆である⁽¹⁹⁾。

凡ソ文ヲ作ルハ字ヲ綴ルニ始マリ章ヲ成スニ終リ其用タルヤ意ヲ達シ事ヲ明ニシ以テ日用ニ供スルニ在リ而シテ其巧ト称スルモノハ奇句難字ヲ用ヒテ意旨ノ深広ナルノミニ非ズ能ク事物ヲ形容シ情態ヲ詳悉スルノ謂ナリ是レ之ヲ能クセザレバ十分ニ事ヲ明ニシ意ヲ達シテ日用ニ供スルコト能ハザレバナリ故ニ作文ヲ学ブニハ勤メテ巧ナランヲ求メザルベカラズ（中略）

且夫レ生徒ノ修学スル書籍ハ総テ記事論説ナルガ故ニ既ニ之ヲ口ニ誦シ心ニ通ズルノ後佗ノ見聞意想ノ及ブ所ヲ以テ記事論説ヲ為サシメバ独リ作文ニ長ズルノミナラズ其修学ヲシテ愈確實ナラシメ其義理ヲ識得活用シテ以テ実用ニ供スルニ至ラシムバクシテ大ニ功益アル事ト謂フベキナリ

ここでは、まず「口ニ誦シ心ニ通ズル」ことをした後、「作文ニ長ズルノミナラズ」、「義理ヲ識得活用シテ」いくことが可能なのだという。つまり、上級者向けの漢文系統教科書は、先行研究で批判されてきた読解、暗誦して作文に至る典型的な範文模倣主義の作文教育法として課題を多く抱えていたのである。

3. 作文と文法の併習

つぎに、おもに師範学校で開発された文法学習も兼ね備えた新しい型の作文教科書について検討したい。前述の井上は範文模倣期の文法と作文の関係について、「文法を学習することによって、かなづかいを正し、文体を統一し、文章表現の力を高めるという点に、その実際の意義をみだしていた」と評している⁽²⁰⁾。しかし一方で、当時の作文教科書では「文法体系の側に主体があり、その習得の場を作文に借りたというにすぎなかった」として作文教育に対しては文法の学習が効果的でなかったことを指摘している⁽²¹⁾。

その文法学習を兼ね備えた新しい型の教科書には、榊原芳野『小学綴字書』(1874, 明治7)、林多一郎・中島操『小学作文方法』(1875, 明治8)、大野徳孝『下等小学作文階梯』(1876, 明治9)、大塚完齋『下等小学作文書』(1876, 明治9)、金子尚政・高橋敬十郎、田中義廉校閲『小学作文軌範』(1876, 明治9)、林・中島『改正小学作文方法』(1877, 明治10)などを挙げるができる。文部省によって発刊された榊原の『小学綴字書』は、単語の仮名遣いを学習する内容であり、作文を開始する前の準備教育として使用されていたと考えられる⁽²²⁾。

文法学習を取り入れた金子・高橋(1876)では「凡例」に下記のような記述がある⁽²³⁾。

一 此書ハ、下等小学、第五級以上ノ生徒ニ、作文ノ軌範ヲ、示スモノニシテ、小学日本文典ニ基キ、各家ノ言ニ、斟酌シテ、七品詞ヲ分チ、作例ヲ掲ク、且師範学校、小学教則ニ拠リ、単語ヲ与ヘテ、題トナシ、先ツ一句ヲ綴リ、一章ヲナシ、漸ク級ヲ追テ、篇ヲナサシムルニ至ルヲ、要ス、(傍点引用者)

ここでは、いわゆる洋式日本文典の嚆矢といえる田中義廉『小学日本文典』(1874, 明治7)に依拠して編集されていることが示されている。田中(1874)では、品詞を名詞(ナコトバ)、形容詞(サマコトバ)、代名詞(カハリコトバ)、動詞(ハタラクコトバ)、副詞(ソヘコトバ)、接続詞(ツギコトバ)、感詞(ナゲキコトバ)の7種に分類している⁽²⁴⁾。また、欧米言語の人称代名詞に対応させ、「人代名詞」と称して一人称単複、二人称単複、三人称単複に分類している。さ

らに、欧米言語と同様に第一格、第二格、第三格、第四格の4つの格を提示している⁽²⁵⁾。

さらに本文では、下記のように定義文で規範となる文章を示し、すべての単語に品詞、格を併記することで同時に文法の学習が可能となるようになっていた。『巻一』は下等第5級から下等第3級の実物教授に基づく作文であり、『巻二』が下等第2級と第1級を想定した草書体による書簡文であった。下等第5級の「作例」では「糸」、「犬」を取り上げて下記のような文を挙げている⁽²⁶⁾。

「糸ハ（名詞、第一格、文主）、衣装ヲ（名詞、第四格）、縫ヒ（動詞）、布帛ヲ織ルベシ（動詞）」
「犬ハ（名詞、第一格、文主）、人ニ（名詞、第三格）蓄ハル、（受動詞、動詞ノ変格ニテ、又、分詞ト云フ、捨テラル、物等ノ類ナリ、以下之ニ倣フ）物（名詞）ナリ（助動詞）」（下線部原文ママ）

下等第4級「作例」の「糸」では以下のように長文となる⁽²⁷⁾。

「糸ノ（名詞、文主、第二格）、種類（名詞）、多シ（動詞）、絹（形容詞）、糸（名詞）、アリ（動詞）、麻（形容詞）、糸（名詞）、アリ（動詞）、木綿（形容詞）、糸（名詞）アリ、布帛ヲ（名詞、第四格）、織リ（動詞）、衣服（名詞、第四格）、縫ヒ（動詞）、網罟ヲ（名詞、第四格）、結フ（動詞）、其（指示代名詞）、用（想像名詞）、挙ケテ（副詞）、数フ可カラス（動詞）」

上記のように文中に品詞と格が表記されて煩雑になっている。ここでは、人称代名詞や名詞の格のように欧米言語を模して体系化された日本語文法をそのまま掲載しており、入門期の児童に対する作文教育に活用できたとは考えにくい内容であった。その後作文教科書で例文に品詞分類と名詞の格を示していたものは確認することができないため、下等第5級が現在の2年次後期に相当することを考えれば、内容が高難度と判断されたと考えられる。

以上みてきたように、文法教育を兼ね備えた新しい型の教科書により単なる範文模倣からの脱却が図られた。しかし、当時は日本語文法の体系化が十分でなかったことから、試験的な教科書としての扱いに留まっていた。

4. 填字法と検誤法の導入

範文模倣期の師範学校関係者による教科書では、前節で紹介した文法学習の他に填字法と検誤法の採用が特徴的である。林・中島『小学作文方法』（1875、明治8）、大野徳孝『下等小学作文階梯』（1876、明治9）、大塚元齋『下等小学作文書』（1876、明治9）、林・中島『改正小学作文方法』（1877、明治10）などに代表される作文教科書では、単に模範文を示して文体を学習するだけでなく、填字法によって応用練習ができるように工夫されていた。

大塚（1876）の「例言」では、以下のように述べている⁽²⁸⁾。

- 一 此書ヲ輯録スルノ意ハ専ラ児童ヲシテ平生談話ノ儘ヲ書キ綴ラシメ以テ文章ノ作用ヲ習練セシメンコトヲ要ス
- 一 物皆順序アリ幼時未タ文章ノ何物タルヲ知ラス之ヲ導カンニ妄リニ彼ヲノ了解シ能ハサルコトヲ強テ教ヘシトスルトキハ奮ニ益ナキノミナラス遂ニ倦怠厭棄ノ念ヲ生シ却テ知識ノ發生ヲ損スルニ至ル故ニ本文中ニ於テ語格及ヒ品詞ノ種類四種ノ活用等ヲ分別セズ只児童ヲシテ此ノ虞ハ彼ノ文字ヲ置カサルヲ得ス彼ノ虞ハ此ノ仮名ヲ用ヒサル可ラサルコトト認識セシムルニ過キサルノミ (傍点引用者)

ここでは、傍点部の「談話ノ儘ヲ書キ綴ラシメ」とあるように話し言葉に近い文を書くことが示されている。また、小学生向けの作文では文法事項が学習意欲を低下させることがあるためこれを掲載しないことが宣言されている。文法表記に替わり、ここでは填字法が採用されている。填字法の例として第一章の10題の(一)から(五)を以下に示す⁽²⁹⁾。

- 第一章 (一)「朝」朝較冷カナリ (二)「兄」兄弟ヲ愛ス
 (三)「姉」姉能ク妹慈クシム (四)「年魚」年魚多湖水生ス
 (五)「烏賊」烏賊海産ス

これらの文には、「右一二ノ章ハ極初心ニ授クルノ法ニシテ其字ヲ口誦セシメ以テ○ノ符号中ニ仮字ヲ填メシム」とあり、助詞を入れていく練習である(たとえば、(一)には「ハ」が入る)。第三章以降の填字法には二種類あり、漢字テストのように知識を問うものと、複数の選択肢から語句を文に挿入していく語群選択式のものがあった。

第三章では、下記のようにある程度限定された語句しか入れられない填字法が示された。第三章の(二)には「魚」以外にも他の選択肢を入れることは可能であるが、(八)には「地球」しか入れられないように、漢字テストと同様に知識語彙と漢字表記を問う内容であった⁽³⁰⁾。

- 第三章 (二)「竿」釣竿ハヲ釣ルノ用具ナリ
 (八)「月」月ハノ衛星ナリ
 第四章 (一)「友」友ハヲ以テル
 (三)「鳴」秋ノニ鳴ク虫ノハ哀レナリ
 (十)「後」前ニクスルトキハ後ノミトナル

この三章、四章の後には下記のような解説がある⁽³¹⁾。

右三四ノ両章ヲ授クルノ法先ヅ全文ヲ石盤上ニ書取ラシメ然後ノ符号中ニ或ル文字ヲ填メシム其填スル処多クハ目的格ノモノナルガ故ニ其文字動カヌ可ラザルモノ有リ或ハ交換シテ害ナキモノ有リ依テ必ズシモ同一字ニ帰スルヲ要セズ仮令バ第四章ノ文章中ニ於テ勉強ヲ

勉勵ト書スル如キ彼此文字同ジカラズトイヘドモ其意義ニ至テハ更ニ異ナルコトナシ故ニ両ツナガラ之ヲ採リ用ユ（傍点引用者）

ここでは傍点部にあるように、目的格に入る語句が限定されている場合と、柔軟に他の語句と組み替えることが可能である場合の二通りあることが示されている。つまり、作文教育における填字法は必ずしも画一的な語句の使用を求めていたのではなく自由度があることが確認できる⁽³²⁾。

填字法のその他の例として、林・中島『改正小学作文方法』（1877、明治10）を取り上げたい。これは、1875（明治8）年に発刊された前書の改訂版である。下等第5級から第3級での使用が想定された『上巻』では、はじめに「詞ノ區別」として「名詞」「代名詞」「形容詞」「動詞」「副詞」「接続詞」「感詞（又間投詞トモイフ）」の7品詞を示している。その上で、品詞ごとに解説し、「第一則」で例文を示し、「第二則」で填字法を用いて練習する方法である⁽³³⁾。

「名詞ノ部」では、「作文セシムルニハ先ツ名詞ノ性質（即名詞ノ初二説明シタルモノヲイフ）ヲ説キ一字ヲ一句ト為スコトヲ授クベシ」,「故ニ名詞ノ下ニ格即（テニヨハ）ヲ付シ其変化アルコトヲ悟ラシムヘシ（何格タルコトヲ授クルニ非ズ）」とあり、名詞の格（テニヨハ）が意識されるように留意すべきであると説かれている⁽³⁴⁾。「名詞ノ部」の第二則の填字法の一部を例示すると下記のとおりであり、それぞれの品詞の章の最後に解答例が示されている⁽³⁵⁾。

- | | | |
|----|-------------------------|----------|
| 第一 | （ ）ハ諸花ニ先タチテ、開クモノナリ、 | →填字例（梅） |
| 第二 | 大和ノ吉野山ハ、（ ）ノ名所ナリ、 | →填字例（櫻） |
| 第三 | 皇国ニテ（ ）ハ、京城ノアル地ナリ | →填字例（東京） |
| 第四 | 摂津ノ（ ）ハ、三府ノ一ニシテ運漕殊ニ便ナリ、 | →填字例（大阪） |
| 第五 | （ ）ハ、空気ノ流動スルモノナリ、 | →填字例（風） |

填字法の解説として、「右ノ如ク文中眼目ノ名詞ヲ欠キ生徒四五名ニ問ヒ皆之ヲ塗板ニ記シテ其可否ヲ決シ皆穩カナラザレバ教師自ラ之ヲ填メ其当否ヲ説示スヘシ已下皆之ニ倣へ」とある。児童が填字することが不可能である場合、教師がこれを示すというものであった。

つぎに「接続詞ノ部」では、「接続詞ハ詞ヲ接ギ句ヲ合セ又文章ト文章トヲ連続シ或ハ中間ノ関係ヲ顕ス為メニ用ウル詞ナリ」と解説されている⁽³⁶⁾。例文の一部は下記のようなものである。

第二則

- | | | |
|----|-----------------------------------|------------|
| 第一 | 女子ノ亀鑑トナルヲ、欲スレバ（ ）貞操ヲ固守スベシ、 | →（則） |
| 第二 | 太陽ハ、空虚ニ懸リ（ ）動カズ地球ハ常ニ其周囲ヲ環行スルモノナリ、 | →（テ） |
| 第三 | 子孫ノ繁榮ヲ希フ、（ ）善ヲ行フヲ以テ、務メト為スベシ、 | →（トキハ、ナラバ） |
| 第四 | 皇国三景ト称スルモノハ、（ ）松島天ノ橋立、（ ）巖是ナリ、 | →（即）（及ヒ） |
| 第五 | 亜細亜人種ハ、（ ）蒙古人種ヲ云フナリ、 | →（即） |

このように、重文を作成することが中心であり、接続詞というよりは接続助詞の学習であった。つぎに下等第3級になると、この7品詞による填字法に替わり「第一則 検誤法」が提示されている。「第一文題 品行ヲ論ズ」では以下のようにになっている³⁸⁷⁾。

国 (①ハ) (②起シ) 国ヲ (③強フシ), 国ヲシテ (④貴シメ), 国威ヲ遠 (⑤ニ) 及 (⑥シ) 風俗ヲ (⑦能シ) 兆民ノ心ヲ得, 驕傲ナル外国ヲ, 服スルモノハ, 真正ノ王位, 真正ノ冕旒, 真正ノ権柄ナリ, コノ爵位ハ, 世襲ニ (⑧有ラズ), 容貌ニ (⑨有ラズ) シテ, 品行ニ (⑩有リ), 品行ハ, 人ノ真正ノ爵位ナリ

文中の①から⑩までの語句を正しく修正させるという内容である。それぞれの解答は、(①ヲ) (②興シ) (③強ウシ) (④尊カラシメ) (⑤キニ) (⑥ボシ) (⑦善クシ) (⑧非ズ) (⑨非ズ) (⑩在リ) となっている。これを問答教授法によって確認していく方法が提示されている。ここでは、文法に関する正確な知識と正しい漢字表記, 正しい仮名遣いが要求されている。

さらに下等第3級では、「第一則 検誤法」に続き「第二則 口授接続法」が提示されている。これは、『小学読本』などの「五行ノ文ヲ教師ロツカラ唱ヘ生徒ヲシテ一斉ニ書キ取ラシメ畢リテ原文ヲ塗板ニ写シ生徒ヲシテ之ニ炤サシメ文字及ビ仮名遣, 句読等ノ当否ヲ論ジ以テ作文ノカヲ堅ウスベシ」と説明しているように口述筆記を求めている³⁸⁸⁾。これは下等第8級から第6級までの「書取」における聴写の延長であると考えられる³⁸⁹⁾。

このように、当時の作文教育ではおもに表記の学習として填字法や検誤法が導入され、ここでも単なる範文模倣主義からの脱却が図られた。とりわけ、填字法は挿入される語句に自由度のあるものもみられた。

5. 往来物系統における填字法

最後に往来物系統について確認していきたい。往来物系統は書簡文の学習を主とするものであり、近世の手習塾の同様に草書によって書簡文を模範的に書き写す方法が踏襲された。往来物系統は、下等第2級と第1級における書簡文作成の学習で採用されていた。当時の代表的な上級の作文教科書である文部省『書牘』『究理捷徑 十二月帖』などは、字形運筆とともにそこで説明される知識語彙や文体の獲得を目指しており、漢文系統と同様に「習字」教科書との区別が困難であった。一方、師範学校による教科書では、前節で紹介した林・中島 (1877)『下巻』において、草書にて書簡文を作成するための学習が提示された。「凡例」では、以下のように述べている⁴⁰⁰⁾。

- 一 第二級ニ至レバ大ニ前級ニ異ナリ文例一変シ通俗往復文ヲ授ク然レドモ前ニ授クル所ノ教科書ハ皆雅文ニシテ通俗文ノ抛ルベキナシ故ニ作文セシムルニ先ツ俗文ニ用ウル所ノ熟語及ビ首尾等ノ雑語ヲ授ケ之ヲ諳記セシメ而シテ後題ニ抛リ文ヲ綴ラシムベシ
- 一 (前略) 文例ハ固ヨリ生徒ノ諳記ヲ旨トスルヲ以テ勉メテ無事簡易ノモノヲ載スルト雖

モ実地授業ニ当リテハ宜シク之ヲ拡充シ必シモ文例ニ拘泥スルコト勿レ

- 一 第二級授業法ハ先ヅ作文ノ課ニ当リ初二文首雜語ヲ授ケ其用所自他ノ区分等ヲ講解シ各生徒了解シ得レバ之ヲ塗板ニ書取り講読セシム順序此ノ如クシ雜語皆畢レバ又往復略文ヲ熟読セシメ其文体熟語等ヲ講解シ次日教師其文題ヲ塗板ニ掲ゲ各生徒ヲシテ其文例ヲ齊シク石板上ニ謄書セシム此ノ如クスルコト凡一月漸ク熟スルニ順ヒ始メテ題ヲ掲ケ先ヅ往復略文ヲ綴ラシム（斧正ノ方ハ前級ニ同シ）題ニ從ヒ直ニ略文ヲ綴ルヲ得ルニ至ル之ヲ第二級ノ課トス（後略，傍点引用者）

最初の傍点部にあるように下等第3級から第2級へ移行する際、書簡文作成に移行することから学習内容、その文体が大きく変わることが説明されている。また、二つめの傍点部「必シモ文例ニ拘泥スルコト勿レ」とあるように、多少柔軟に作文することが求められていた。

つぎに第3節で紹介した金子・高橋（1876）においても、下等第2級以上を想定した『卷二』では『卷一』と同様に草書体の書簡文に品詞、名詞の格が示されており文法学習の要素を含んでいた⁽⁴¹⁾。さらに、波多野英一『小学用文填字法』（1876，明治9）は、草書体の書簡文を填字法によって作成する教科書であった。ここでの填字法は、頭注に語群を示し、空欄に対して語群選択ができる方法を採用している。たとえば、冒頭の「一年賀の文」では「新年之○○目出度申収候」とあり、○○に語句を入れる方法である。この○○部分に入る語句について、頭注に「佳兆（カチヨウ）」「御慶（ギョケイ）」「嘉儀（カギ）」の三つを提示して「ヨロコビ」と意味を添えている⁽⁴²⁾。

このように、模範文を画一的に暗記暗誦するだけでなく学習者が語句を選択することにより、一つの文章に対して複数の表現を習得できるような工夫がなされていた。こうした頭注に語群を示し、書簡文の目的に応じて作文する方法は、安井乙熊『頭書類語 小学作文五百題』（1880，明治13）などに引き継がれている。つまり、作文の学習過程は、はじめに読書や問答を通して

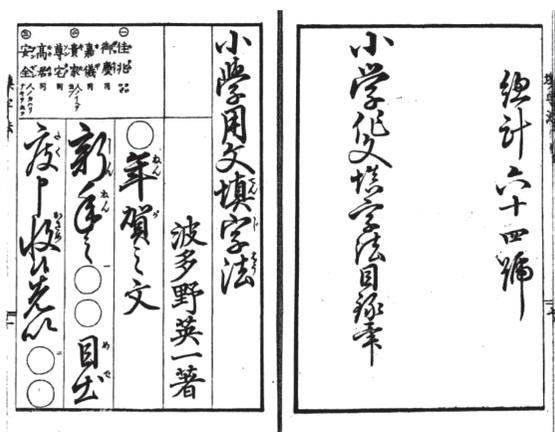


図1 波多野英一『小学用文填字法』
(1876，明治9：国立国会図書館所蔵)

例文を獲得し、次に填字法を用いて応用練習を行い、最終的には書簡文作成を習得するという流れであった。

これまでみてきたような填字法の学習に対する評価について、雑誌記事から当時の状況を確認してみたい。1878（明治11）年に文部権大書記官であった辻新次は、「福島県学事概記」として文部卿西郷従道に向けて以下のように報告している⁽⁴³⁾。

磐城平ノ田町小学校ハ福島師範学校附属小学校等ニ劣ルコトナク生徒ノ数多ク皆快舌ニシテ
読方講義等ヲナスコト明瞭ニシテ聴クニ堪ヘタリ又作文ヲ授クルニ填字法ヲ用フル等ニ至テ
ハ却テ前附属小学校ニ優レルカ如シ（中略）
又授業ノ方法教科ノ用具等ニ付キーニノ実況ヲ述ンニ作文ノ科ハ之ヲ授クルニ或ハ教員故サ
ラニ誤文ヲ綴リテ之ヲ生徒ニ与ヘ其誤所ヲ正サシムル等其他数種ニシテ教授ノ方法頗ル宜キ
ヲ得ルニ似タリ

この辻の報告から実際の現場でも填字法や検誤法が用いられ、それが高く評価されていることを確認することができる。このように、この時期には新しい作文教育の方法として、填字法と検誤法が提唱された。しかし、これらの方法は模範文を書写して模倣するだけではなく、漢字表記と仮名遣い、および文法を正しく理解することに重点が置かれていた。

1879（明治12）年の石川県では、問答、書牘および記簿の在り方について「問答ハ教授例ニ掲グル補目ノミトシ書牘ハ日用ニ切ナルヲ主トシ記簿ハ小遣帳入払帳ノ両方トス」とされ教授例が示されている⁽⁴⁴⁾。ここでは、下等第2級以上の「書牘」に対して以下のように述べている。

第四条 書牘ハ甲乙共各生所好ノ題ニヨリ一ノ文ヲ作ラシメ甲乙相交換シテ其返書ヲ作ラシ
ム尤モ往復共ニ其対位スル生徒ノ名宛ニテ用紙及ビ標書封緘等総テ尋常書牘ノ例ニ
抛ラシム但往復共ニ適度ノ時間ヲ定メ其限ヲ越エシメザルヲ要ス（傍点引用者）

傍点部のように「各生所好ノ題ヨリ一ノ文ヲ作ラシメ」とあり、それを他の児童を交換して返信の文章を作らせることを提案している。さらに、「単語図等授業心得要略」として、「書牘」の項で以下のように示している⁽⁴⁵⁾。

- 一 書牘ハ言辞ヲ他方ニ達スルノ一大舟車ニシテ人生交際上欠クベカラザルノ要件ナリ故ニ之ヲ授クル高妙ヲ選バズ雅致ヲ務メズ只世俗ニ通ジ易キヲ主トス其題ノ如キモ花鳥風月等遊戯ニ属スルモノヲ除キ営業上ニ切ナランコトヲ要ス
- 一 文章の妍嬾ハ固ヨリ起想ノ佳否ニヨルト雖兒童ヲ教フルガ如キハ僅ニ其端ヲ開カンガ為ナレバ最初書牘ニ要スル文字及ビ単簡ノ句ヲ書取ラシメ次ニ之ニ併課スルニ文例及ビ設題ヲ以テシ漸ク設題ニ慣ル、モ必ズ書取ヲ忽ニセズ更ニ填字正誤口誦筆記応答等ヲ加課シ其材

う貯蓄セシムルヲ主トシ徒ニ設題ノミヲ課シ数本ノ木材ヲ用キテ広廈ヲ築カシメントスル
が如キ弊ナカラシコトヲ要ス（傍点引用者）

ここでは、高尚な表現を避けること、「書取」を通して基礎を語彙、表現を獲得することが重要視されている。さらに填字法、検誤法（ここでは正誤法）などによって児童に作文を書けるだけの語彙を蓄えさせることが重要であると説き、範文模倣とは異なる視点を提示している。つまり、十分に書く内容（材料）や形式を習得する前に、設題だけ与えて児童に作文を書かせることに対しても警戒する意見が出されていた。

以上のように、往来物系統による書簡文の作成では、毛筆の使用という点では近世の手習教育と同様であるが、填字法や検誤法を導入することにより内容について柔軟に学習することが模索されていた。

6. おわりに

本研究では、範文模倣期に着目して作文教育の状況を探ってきた。当時の作文教科書の三つの系統のうち、先行研究で批判された「範文模倣」の教材は上級者向けといえる漢文系統の教科書であった。小学生の作文教育に対して、漢詩文を原典とする高尚な表現を避けることや、「書取」を通して基礎を語彙、表現を獲得することが重要視され、易から難へという流れが重要視されていたことを確認した。

こうした漢文系統のほかに初期の師範学校では、試験的に文法学習を兼ね備えた新しい型の作文教科書が開発された。当時開発段階にあった日本語文法学習の導入によって、範文模倣からの脱却を図っていたのである。しかしながら当時の小学生には難易度が高く、文法教育と関連付けた作文教育が根付くことは困難であった。

その一方で、新しい型の作文教科書には文法学習に加えて填字法や検誤法が採用され、従来のような範文模倣とは異なる方法が示された。これらの方法は文章を綴るためというよりは、漢字表記と仮名遣い、および文法を正しく理解することにも重点が置かれていた。それでも填字法は、例文の形式に画一的な解答を求めるのではなく、その文に当てはまる適切な語句を学習者が選択して文章を作成するという僅かながらも自由度のある教授法であった。

以上みてきたように、範文模倣期の作文教育では①文法の活用、②填字法および検誤法の導入という2つの特徴が確認された。これらは見方によっては形式主義であったといえるが、近世の手習教育のようにただ単純に範文模倣するだけではなかった。とりわけ、填字法は空白に複数の選択肢が入れられるような工夫がなされており、画一的に語記暗誦する方法とは異なっていたのである。こうして、範文模倣期の作文教育は、填字法を導入することにより学習者である児童が内容について柔軟に考えながら形式を習得させる方法が模索されていたのである。

注

- (1) 滑川道夫『日本作文綴方教育史1〈明治篇〉』国土社, 1977年, 53頁。
- (2) 滑川同上書, 27-32頁。
- (3) 西尾実『書くことの教育』習文社, 1952年, 17-25頁。西尾は明治末年までを「範文模倣期」と称している。
- (4) 甲斐雄一郎『国語科の成立』東洋館, 2008年, 110-114頁。
- (5) 井上敏夫『教科書を中心に見た国語教育史研究』溪水社, 2009年, 197-198頁。初出は、「明治期における作文教育の内容」『埼玉大学紀要 教育学部編』第6巻, 1957年, 1-9頁。
- (6) 唐澤富太郎『教科書の歴史』創文社, 1956年, 175-176頁。
- (7) 滑川前掲書, 1977年, 73頁。「填字法」とは, 作文教授法の一つであり, 「空白をもつ文章を提示して字をはめこませる」とされている。この填字法のほかに, 誤った字句を挿入して児童に発見させ訂正させる「検誤法」などがみられた。
- (8) 井上前掲書, 185頁。
- (9) 滑川前掲書, 63頁。
- (10) 東京師範学校『自明治六年二月至同七年一月附属小学教則』東京師範学校, 1874年, 50-52頁。本研究における以後の教育課程上の等級はすべて師範学校「小学教則」に基づいている。
- (11) 東京師範学校同上書, 53-54頁。
- (12) 鈴木貴史「明治初期における書字教育の技能教育化」『国語科教育』78, 2015年, 37-44頁。
- (13) 仲新『近代教科書の成立』大日本雄弁会講談社, 1949年, 221-225頁。「新しい型の教科書」については, 「文法とのかかわりを持たせつつ, 文字から単語, 単語から短句, 短句から文型練習へという論理的な順序をたどらせて文を作らせる」教科書であったと定義される(野地潤家『作文・綴り方教育史資料 上』桜楓社, 1971年, 16頁。)
- (14) 井上前掲書, 192-194頁。
- (15) 亀谷行『育英文範巻一』光風社, 1877年, 9丁オ-9丁ウ。
- (16) 亀谷同上書, 例言5丁オ。傍点「○」は結句, 「◎」は「字眠(篇中の要字)」を示している。
- (17) 西村茂樹「学区巡視功程」『文部省第四年報』, 1877年, 46-47頁。
- (18) 坪井仙次郎「小学作文ノ説」『教育雑誌』69, 1878年, 41-45頁。
- (19) 高野隆「小学作文ノ説」『教育雑誌』74, 1878年, 39-43頁。
- (20) 井上前掲書, 411頁。
- (21) 井上同上書, 416-417頁。
- (22) 榊原芳野『小学綴字書』文部省, 1874年。
- (23) 金子尚政・高橋敬十郎『小学作文軌範 巻一』星雲堂, 1876年, 凡例1丁オ。洋式日本文典とは, 文法書の中でその内容が主に洋文典に拠っているものを指している(山東功「中根淑『日本文典』について」『阪大日本語研究』11, 1999年, 59-79頁)。
- (24) 田中義廉『小学日本文典 巻之二』雁金屋清吉, 1874年, 1丁ウ-2丁オ。

- (25) 田中同上書, 23ウ-29丁オ。4つの格は, それぞれ, 主格, 属格, 与格, 对格に対応する。
- (26) 金子・高橋前掲書, 1丁オ。
- (27) 金子・高橋前掲書, 5丁ウ。
- (28) 大塚完齋『下等小学作文書』龍曦堂, 1876年, 例言1丁オ-例言1丁ウ。
- (29) 大塚同上書, 1丁オ-3丁オ。
- (30) 大塚同上書, 3丁オ-5丁ウ。
- (31) 大塚同上書, 5丁ウ-6丁オ。
- (32) このような引用部の留意点については, 大野(1876)でも同様の記述が確認できる。大野徳孝『下等小学作文階梯 卷之一』浅井吉兵衛, 1876年, 5丁オ-5丁ウ。
- (33) 林多一郎, 中島操『改正小学作文方法 上』栃木書林, 1877年, 1丁オ。
- (34) 林, 中島同上書, 1丁ウ-2丁オ。
- (35) 林, 中島同上書, 4丁オ-7丁オ。
- (36) 林, 中島同上書, 25丁ウ-29丁ウ。
- (37) 林, 中島同上書, 33丁ウ-37丁ウ。原文では番号が「第一」「第二」のように表記されている。
- (38) 林, 中島同上書, 37丁ウ-40丁オ。
- (39) 鈴木貴史「明治学制期における書字教育の分化と教授理論」『東京福祉大学・大学院紀要』4(1), 2013年, 97-106頁。
- (40) 林多一郎, 中島操『改正小学作文方法 下』栃木書林, 1877年, 凡例1丁オ-凡例2丁ウ。
- (41) 金子尚政・高橋敬十郎『小学作文軌範 卷二』星雲堂, 1876年。
- (42) 波多野英一『小学用文填字法』文溪堂, 1876年, 1丁オ-2丁オ。
- (43) 辻新次「学事巡視功程」『文部省年報第6(明治11年)』, 1878年, 39-55頁
- (44) 野村彦四郎「講習臨時会例」『教育雑誌』91, 1879年, 18-21頁。
- (45) 野村彦四郎「講習臨時会例」『教育雑誌』92, 1879年, 31-33頁。

【謝辞】

本研究の一部は科学研究費(基盤研究C:21K02225)「小中学校国語科における説明的文章作成指導に関する歴史的研究」, 研究代表者:鈴木貴史)の助成を受けている。

(帝京科学大学)